

平成 22 年 4 月 8 日

小委員会の設置について

「税制調査会専門家委員会設置要綱」第 4 項に基づき、既に設置されている基礎問題検討小委員会及び納税環境整備小委員会のほか、専門家委員会に以下の小委員会を設置する。

国際課税小委員会

(1) 検討課題

国際課税の分野に関する諸課題（国際連帯税を含む）に係る理論的・学術的な側面などについて検討を行う。

(2) 人数

委員及び特別委員あわせて 8 名以内で構成する。

(3) 設置期間

本小委員会の第 1 回会合の日より 1 年とする。

以上